

On the military problem of Kanto - district in the early Heian - era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47714

平安前期東国の軍事問題について

森田 梯
宮永 巖

(一)

この研究では平安前期における東国の軍事問題を取りあげ、十世紀を中心とした初期東国武士団について若干の考察を試みる。

特に東国をとりあげた理由は、平安初期における規模最大にして典型的な律令国家の対蝦夷軍興の重臣が主として東国にかけられ、軍事面における深刻な矛盾が該地で露呈したこと、十世紀に入ると『将門記』から初期東国武士について豊富なイメージを得ることが可能であり且つ『今昔物語』に見る平安前期の武士活躍地域が主として東国であり、ここに典型的な初期武士団が成長したと思われることによる。小論では平安初東国において深刻化する律令軍制の矛盾を取りあげそれに対して権力者が如向に対応していったかを考え、十世紀初期武士団を創出する変遷過程を考察し、その成長過程における特異な役割を持つと思われる鎮守府將軍や「兵」観念についても述べてみたいと思う。

さて八世紀律令時代においては他の地域と同様に東国においても軍団制が布かれ、多数の班田農民出身の歩兵と少数の比較的富裕層出身の騎兵とにより組織されていた。後者は騎馬戦が戦闘において大きな意味をもつことから重要な武力であったが、必ずしも上番することはなかったようである。歩兵の中にも歩卒取の如き戸籍に武技を記載されている者もあり、何らかの特別待遇をうけていたようである。しかし大多数の農民兵士は軍役負担者といふよりも単なる力役負担者としての性格が強く、国郡司の不正も

あり地方官に私役され軍事力としては余り期待できない状況が早くから出来していた。天平勝宝五年十月二十一日官符で

禁断兵士差料雑役事

右奉勅、国司違法、苦役私業、悉棄弓箭、還執鉏鋤、自今以後、若有犯者、解却見任、永不選用、其番上兵集国府日、国司次官已上、 教習、 止節度、兼擊劍弄槍、発弩抛石。

と述べているのは、それを如実に示している。かかるあり方は、多量の動員が行なわれた宝亀以降の蝦夷征討過程で特に東国において深刻な矛盾を露呈し、権力者に危機意識を招いたようである。農民兵士の弱体化が極度に進み、他方郡司子弟や雑色として末端とはいえ何らかの公権に連なる人達は武力として機能する実力をもちながら兵役を免れることが多かつたらしい。延暦二年六月六日勅では、

夷虜乱常、為梗未已、追則鳥散、捨則蟻結、事須練兵教、率備其寇掠、坂東諸国、属有軍役、每多羸弱全不堪戰、即有雑色之輩、浮岩之類、或便弓馬、或堪戰陣、每有微発、未嘗差点、同日皇民、豈合如此、宜仰坂東八国、簡取所有散位子、郡司子弟、及浮岩等類、身堪軍士者随国大小、一千已下、五百已上、專習用兵之道、並備身装、即入色之人、便考当国白丁、免徭仍勒堪事国司一人、專知勾当、如有非常、便即押領奔赴、可告事機と述べ、延暦九年十月二十一日官奏でも坂東諸国で富饒の人たちが軍役を免れていることを指弾し農民兵士の弱体化を憂えている

如くである。後者の厄弱化は対蝦夷戦闘において重大な支障を来していたようであり、延暦八年六月の会戦において鎮守府副將軍入間宿禰広足および左中軍別將池田真枝、前軍別將安倍猿鳴臣墨繩らが軍を三に分ち各二千を率いて渡河作戦を強行したのであるが、一七〇〇人程の敵の巧妙な戦術に翻弄され賊居十四村、宅八〇〇を焼亡するという戦果をあげたにも拘わらず、別將丈部善理、進士高田道成・会津壯麻呂・安宿部吉足・大伴五百継らの指揮官が戦死し、戦死二五、矢に中る者二四五、投河溺死一〇三六という損失を出し、裸身帰還する者一二五七人という有様であった。

無傷は六割弱に過ぎないという大敗であるが、部分的に勝利を得ることはあっても大將軍紀古佐美の率いる二万七千余の大軍はついに勝機を得ることができず、周知の如く延暦未以降弘仁年間に入り坂上田村麻呂および文室綿麻呂らの努力により解決することになるのである。延暦八年の会戦の際の指揮官が入間宿禰や安倍猿鳴臣であること、東国兵士であり、騎馬関係のことが見えないことから歩兵を主として官軍が組織されていたことが知られるが、弘仁期に入ると一万九千余という大軍を動員しているにも拘わらず東国兵士を差発した形跡はなく、戦斗においても官軍と夷軍とが直接対峙することは少く陸奥国内の帰降した俘軍を活用し、「以俘軍一千人、委吉弼候部於夜志間等、可襲伐幣伊村、彼村俘、党類巨多、若以偏軍臨討、恐失機事、仍欲発兩國俘各二千」という如き夷を以て夷を征す方針に徹底していたようである。東国農民兵士の軍事的無能化がかかる方式への転換を余儀なくしたのである。

延暦十一年の健児設置と軍団兵士の停廃もかかる事態の進行過程で理解されるべきで主として東国農民兵士の戦闘能力に対する反省が政策立案の根底にあったと考えられる。特に太宰府管内とともに陸奥・出羽両国においては必要であるが故に兵士制を温存し、他方征夷の軍興過程で多数の兵士を供給していた東国兵士を

停廃しているのは、対蝦夷戦闘での経験と密接に関係していたことを推測させる。軍団兵士の実力が長期に渉り試されたのは対蝦夷軍興が唯一でもある。先に触れた延暦九年十月二十一日官奏で指弾している軍役を免れている富饒の人たちの差点が正に健児制なのである。

延暦十一年に新設された健児はかく対蝦夷戦闘における反省の結果出された兵制であるが、大同五年五月十一日官符所引東山道觀察使藤原緒嗣解に「天平五年十一月十四日勅符備、兵士三百人以爲健児者、自介已来、以中男二人、充健児一人馬子、雖有国例、未見格式、然不慮之支、擬唯在健児、養兵之道不可不優、請依旧給之者」とあり、延暦十一年健児制に先行する天平年間健児制以來慣例的に国例として馬子支給に預っていたことから明らかな如く騎兵であった。承和四年二月八日官符で「弓馬戦闘夷狄所長、平民數十不敵其一」とあり健児が騎兵であるのは対蝦夷戦闘の反省の結果に相応しい。階層的には郡司子弟等の有力者層からの差発である。しかし現実には本来の政府の意図と異り設置後まもなく軍事的には意義を失っていったらしい。馬子支給や課役免等の恩典に預かれるものの年六十日の上番義務を負うことから不満を持った軍役負担可能層が忌避するようになったのである。弘仁十年十一月五日官符では「兵士健児其号異、所掌是同也」と述べており健児に差点された者で逃亡する者もあつたらしく、貞観八年十一月十七日官符では「曾無才器、徒称爪牙之備、不異螳螂之衝」と指摘する有様であった。身替上番もあつたらしい。具体的に東国健児の例を挙げて衰頹状況を示す史料はないが、健児制の一般的な趨勢に准じ東国の場合もかく理解して大過ないであろう。次に述べる如く九世紀中期に至ると東国で治安が乱れたり軍兵差発が行われているが、ついに健児の名称を見ないのはそれが形骸化し実を失っているからに他ならないと考える。

嘉祥元年に上総国では俘囚丸子廻毛が反乱を起こしたが、上総

国司は馳駆して太政官へ通報したので官では直ちに勅符を上総国および相模・下総等五国に発遣し、相ともに討伐させることにし、上総国では反乱俘囚五七人を斬獲することができた。⁽¹¹⁾『続日本後紀』の記事からでは如何なる手続で如何なる武力が動員されたのかわからないが、二日間に五七人の反囚を斬獲していることから国衙の動員は迅速かつかなりな規模であったと推測される。次に上総国では元慶七年に再び俘囚三十余人が反乱し官物を盗取し人民を殺略する事件が発生した。市原郡で発生したのだが、介藤原正範は擅輿律擅発兵条の規定に従い飛駟奏言すると共に「由是発諸郡人兵千人、令其追討」しめ且つ更に数千の兵士の動員を求めたのであった。⁽¹²⁾但し太政官では動員の増加は認めず人兵差発のみを事後的に承認したのであった。結果的に太政官の措置は正しく諸郡人兵千人のみで鎮圧できたのであるが、小論ではかかる人兵に注目したい。上総国は十一郡であるから一郡平均九十人余となる。上総国七十六郷で除すと一郷平均十三人となる。軍団兵士ではないし上総国の法定健児が百人であることから健児でもないが、如何なる武力として扱えればよいであろうか。ここで想起されるのが貞観七、八年の両年に涉り美濃国各務・厚見両郡司と尾張国葉栗・中嶋・海部等郡司との間で水争いが発生し、美濃側郡司が「兵衆歩騎」七百余を率いて戦鬪に及んだのに対し尾張側郡司も人夫数百人を引率して逆襲すると共に百余騎をもって河辺を往還させ警備と示威を行った事実である。⁽¹³⁾すなわち郡司が人夫ないし騎兵を数百人規模で動員することができたのであるが、かかる動員形態を上総国ないしそれ以外の東国にあてはめることができるのではないかと推測する。天安元年六月対馬国上県郡擬少領直仁徳・主帳下部川知麻呂・下県郡擬大領直浦主らが国司立野正岑を襲撃する際に引率している党類三百余も同性格であろう。⁽¹⁴⁾元慶三年に発生した出羽国の蝦夷の反乱を鎮圧するために上野・下野両国から計一六〇〇人を派遣しているが、上野軍の指揮官は権大掾

南瀨利郷・権博士上村主佐美行および検非違使多治多麻雄であり下野軍のそれは前権少掾雀部茂世および権医師下毛野御安らであった。掾や博士・検非違使を在地土豪層から採用することが少なくないが密厳には必ずしもそうでないことから、上野軍の指揮官が在地出身か京下であるか判断し難いが、下野軍の場合一人は前権小掾で前任となりながら猶在国していることからみて在地出身の可能性が強くとえそうでないにしても留任して「其業不異士民」とされる秩満土着国司であり権医師は姓が下毛野であることからこれまた在地出身の可能性が強いことになろう。かかる下野軍の指揮官のあり方は上野軍にもいい得ると思われる。とすればともに郡司層出身の可能性が強いことになろう。軍団制や健児制が停廃ないし形骸化したあと郡司が郡内の壮丁を兵士として組織し動員する体制があり、それに基いて動員された兵士を先の上総国でいえば「諸郡人兵」と称したのではなからうか。律令国家の法定した動員体制は実を失っても郡司が郡内に動員を指令する体制ができ上っていたのである。

郡司の動員する諸郡人兵が如何なる構成をとっていたか判断すべき史料を欠くが、先の美濃・尾張両間で水をめぐる抗争において動員されている武力に歩騎とあり歩兵と騎兵からなっていたことが明らかである。多少とも富裕な人達が騎兵となり貧窮の人たちが歩兵であったことは常識的に判断されるが、戦鬪においても文字通り敵と弓射・撃剣を交える行為とともに馬匹の世話や輜重その他さまざまな後衛的作業が不可欠であるからそれを歩兵の人たちが主として分担したことであろう。郡司子弟や雑色の輩と称される人たちが指揮したことも容易に推察される所である。郡司ないし有力農民が法定の家口単位に支給される口分田や職分田の他にさまざまな経済活動を営んでいたことは周知のことである。東国ではないが天平宝字五年二月三日に私稲六万束を出挙していた越前国加賀郡少領道公勝石が天平九年九月二十一日私出挙禁止

令違反で利稻三万束を没収され、武蔵国では宝龜八年六月五日に入間郡人大伴部直赤男が神護景雲三年に西大寺へ商布一五〇〇段・稻七万四千束・墾田十町・林六十町を寄進したことにより外従五位下を追贈されている如くである。因みに弘仁主税式越前国正税公廩を合わせた百万束を十郡で除すと一郡あたり十万束となり、延喜主税式武蔵国正税公廩合せた八十万束を二一郡で除すと約四万束となり、勝石ないし赤男の所有する稻は出挙ないし寄進分だけで一郡平均の公出挙の半分ないし総量を超えていることになり、その膨大さが推知されるのである。かかる私稻は部内の農民に出挙され債務により農民を郡司ないし郡司層の下に緊縛する契機となったと考えるが、それを明瞭に示すようになるのか九世紀中期以降の郡司の動向である。この頃から全国的に郡司層による貧民に代っての調庸代輸が見られるようになるが、東国でも承和七年の頃相模国大住郡大領壬生直広成が窮民に代って私稻を出し調庸代輸を行い承和八年には同国高座郡大領壬生直黒成が同じく調庸代輸を行い仁和元年には下総国海上郡大領他田日奉直春岳が同様の行為を行っている。調庸代輸とは「調庸未進之代、使上私物、倍取其利」とされる如く代輸に名を借りた人民収奪の手段であり、公的収税機構がそのまま郡司層の私的な収取径路と化しているのである。郡司を首長とする共同体秩序が、恐らく遺制としてその秩序は残存させつつ首長層の階級的収奪の場としての性格を顕著にきてきているということになる。東国ではないが、隣接する陸奥国で承和七年の頃宮城郡権大領物部己波美が私池を作り公田八十余町を灌漑したが概田という美名の下で公民を私役したことであろうし、同じ頃磐城郡大領磐城臣雄公が溝池・官舎・正倉・橋梁の修築をやっているのも同様であろう。公私の境界をはっきりさせず首長層が公への納税や差点を媒介にして農民を私的に収奪するということで、かかる体制は当然のことながらその存続のために独自の保証装置が必要となる。イデオロギー的には

九世紀に多い地方豪民への外従五位下叙位による天皇制身分国家秩序の中へ組込まれることにより農民に威圧感を与えることが可能であったろうし、また九世紀に顕著な地方階級叙位がそれを拠り所とする地方豪族の地位上昇を招いたはずで彼らの支配の正当性を高めたことと考えるが、より直接的には武力による保証が不可欠である。郡司により動員される諸郡人兵差発体制がかかる機能を有したのではなからうか。

天平十三年二月七日詔によれば「聞、国郡司等非縁公事聚人田獵、妨民産業損害多、自今以後、宜令禁斷」とあり、国司はもとより郡司も早くから田獵を行なう風習があったらしい。石井進氏が紹介し最近戸田芳実氏も祖述していることに十一世紀初前後の社会情勢を反映するとされる「高山寺古往来」所収鹿岡書状がある。国司の挙行する大狩に動員されている在地武者のことだが、戸田氏が明確に述べている如くかかる田獵は軍事訓練を意味しているものであり、天平十三年詔にみる郡司らの田獵も同様の意味を持ったことであろう。田獵により戦闘技術を高めている郡司らが中心になり郡内支配層が指揮者となり農民らを夫兵として組織しているのが九世紀の武力のあり方であったと概括できよう。それは郡司の差配下におかれ私的に動員され郡司層の支配秩序を保証する機能を持つとともに、公的には国司の命により他郡の俘囚の乱鎮圧に当たったり遠く北辺に差発されて蝦夷の乱に立ち向ったのである。著名な貞観初年における武蔵国の郡ごとに置かれた檢非違使も在地土豪が起用された可能性が強く、若し然りとすれば叙上の動員態勢を配下にもつ人たちとならう。十世紀に入り『将門記』によれば伝統的な武蔵国足立郡司武芝の軍陣が源経基の営所を包囲したとあるが武芝の引率する武力も諸郡人兵の如きであったと推測してよからう。

次にかかるあり方が如何にして十世紀初期武士団に連っていくか節を改めて考えていきたい。

(二)

地方へ赴任した国司が部内の郡司層の女子を嫁娶して妻妾となすことは天平十六年十月十四日官符で禁断しており、国司と郡司等が婚姻を介して結合することは早くからみられていたらしい。かかる傾向が昂じて秩滿解任の人らの土着が進むのは九世紀後半で、東国においても元慶八年八月四日上総国に対して勅を下し「前司子弟不順国政、富豪浪人乖吏所行、至干勘納官物对捍国宰、陵冤郡司租税多通、調庸欠貢職此之由、望請、准彼格放逐、但情願留住従国務者、量状貫附土戸、従之」と指示している。彼格とは太宰府に下された延暦十六年四月二十九日官符のことで秩滿解任の人ないし王臣子孫の輩が府管内で結党群居ないし威陵百姓等の行為をするのを禁断している。国司ないしその係累として公権に連なることを利用して庄園獲得等の土着に有利な条件を作り出し、また古来の民俗として貴種流譚やマレビトを迎える風習のあることから京下の人たちは婚姻等により容易に地方豪族と結合することが可能だったと思われる。出雲国で貞観七年五月十日に源永らが浮岩し国郡に拒捍し百姓を陵躒した廉で摘発され京都へ強制送還されているが、源永らは官職を帯びておらず無官布衣の人がかかる行為を可能にしたのはマレビトの民俗の如きを想定しないと不可解である。在地の人にとり京下の人は公権をもつ国司やその係累であったりたとえそうでもマレビトであり、政治的・文化的にそれとの結合は魅力的であった。十世紀初頭武蔵国司であった高向利春は延喜十年九月に権少掾となり翌年正月に介、十八年二月に守となり延長六年に甲斐守に転出している。甲斐守に転出するまで武蔵守であったか否か不明だが、権少掾から守にかけて十年前後に涉り武蔵国司であり、特にかく長期に涉る任官の場合任国においてさまざまな権益を発生させたことであろう。猶、利春は延喜十九年五月に武蔵前権介源任に国府を襲撃さ

れ官物を運取されている⁽³⁰⁾。如何なる理由でかかる衝突が出来たか不明だが、前司が任中官物未進を徴収することは法的に認められており又営田や農民への出挙、調庸代輸等の経済活動を通して利害が対立していたのである。

東国へ赴任した国司の現地における経済活動の事例として屢引かれるのは後に参議となる藤原菅根らが寛平二年に興福寺へ施入した下総国藻原庄と田代庄である⁽³¹⁾。前者は牧で後者は三十余町開田されている。菅根の曾祖父黒麻呂が宝龜年間上総国司時代に獲得したことに始まると考えられるが祖父春継も常陸介として東下し常陸大目坂上盛女を妻として現地で良尚をもうけその子が菅根である。良尚は藏人・近衛次将ないし右兵衛督を経歴する都市貴族であるが、春継は藻原庄に寝居し墳墓の地としていた。黒麻呂の子孫は東国に経営基盤をもちつつ都市貴族としても活動していたことになる。また下総国相馬御厨は上総介として東下した高望王の男平良文の開発に始まり経明・忠経・経政・経長・経兼・常重と子々孫々にわたり伝領され常重の時に伊勢神宮へ寄進されたのであるが、その子孫は屢上総介や下総介等の官を帯びており現任ないし留任前司としての権威を利用しつつ開発に努めていた。将門を最終段階で討滅する功績をあげた藤原秀郷の家系を「尊卑分脈」で調べると左大臣魚名の男である曾祖父藤成が下野国と何らかの関係があったらしく(国司として下向した可能性がある)、下野史生鳥取業俊女を娶りその間に生まれた豊沢は後に下野権守となり下野史生鳥取豊俊女を娶り村雄をもうけ、村雄は下野大掾となり下野掾鹿鳴女を娶り秀郷を設けているのである。代々下野国司を帯び下野国の在地土豪と思われるものと婚姻を結んでいることが判る。秀郷の男千晴は安和の変頃在京して随兵を従え何らかの政治活動をしているが、黒麻呂子孫と同様に在地に基盤をもちつつ都市貴族としての性格も猶残していたと考えられる。以上述べてきた如く九世紀後半になると婚姻その他の契機により土着

化をすすめる都市貴族が多くみられるようになるが、小論では前節で述べた伝統的郡司の差発する諸郡人兵を土着化をすすめる人たちが掌握していったのではないかと考える。『今昔物語』の說話の世界であるが、越前の豪族の下へ婿入りした藤原利仁が舅の権限を継承し部下に下命している如きをイメージしてよいのではないだろうか。秀郷の将門を打破する程の勢力の背後には母方の在地土豪の勢力があったはずである。信憑性に問題はあがるが氷川神社西角井家の『国造系図』によれば足立郡司武芝には女二人がみえ一人は武蔵介菅原正好に嫁し他は平良文の孫将恒に嫁している。強大きを誇った足立郡司家の勢力はかくして土着ないし赴任して行く都市貴族の下へ遷移したと考えられるのである。

土着貴族の多くは国衙公権に連ることが多いことから、必然的に国衙に収蔵されている多数の兵器や蓄積されている戦術知識に与かることができたと考えられる。前者については八世紀正税帳にみられた延喜兵部式諸国器仗条にみる如く国衙では毎年一定数の武器を製作貯備することになっていた。将門と対峙した常陸介藤原維幾の息男為憲が「率三千余之精兵、恣下兵庫器仗戎具并楯等挑戦」とあるのはそれを示す。国衙兵庫の武器管理の不行届は寛平七年七月二十六日官符で指摘している所であり、事実元慶二年出羽国の蝦夷叛乱により甲冑二百領以下の武器が奪われ、承平四年勘解由使の伊賀前司源昭への判に「又云、(武器ノ)失由不明、事涉盗犯、須頭前司填差分、其遺者令彼同任吏郡司守人等填償、若在国庫欠失者、不可責郡司、破損者、或不注損色、依為全、或雖注而是少破也、見任以徭修理」とあり同様の判は承平七年伯耆前司橋家肥への敕判や但馬前司藤原師範への判にみえており盗取されることも多かったのであるが、為憲の場合の如く国司係累者が半合法的に奪取することも多かったであろう。また当然のことながら国衙の配下に武器製作技術者も組織されていたはずだが、かかる人たちも土着貴族らによる分割がすすめられた

と考えられる³⁴。やや時代は降るが承安元年武蔵国稲毛庄檢注帳に「皮古造免五段」とあり甲の如き武器製作に関わる手工業者への給免田が見られるが、稲毛庄の在地領主稲毛氏に奉仕していたことは明らかで、長寛二年の頃末茂、為次なる者が稲毛庄民より押取した武器の類を製作していたことと思われる³⁵。かかる手工業者をかつて国衙支配の下でのそれであったと推測してよいと思われるが、十世紀のころから土着をすすめる人たちにより分割が始まったと考える。『将門記』に登場する将門を始めとする在地武士団が膨大な武器をもっているが、かくして調達されていたのである。

戦闘技術の知識については古く天武・持統朝において「詔諸国習陣法」「遣陣法博士等教習諸国」³⁶としていたが、律令軍団制下では大小毅の職掌に「調習弓馬、簡閱陣列」とあり義解に「謂檢閱軍行之陣列也」とあり、一定の陣法が伝えられ調兵していたようである。軍防令叙勲条義解に「仮令、戦陣之法、一隊十楯列前五楯列後、即以前列二五人為先鋒、後二五人為次鋒之類」とある如きだろうが、先に触れた延暦八年の対蝦夷会戦で宮軍が三手に分かれば進取したのもその具体例ということになろう。ところで『将門記』で活躍している軍勢の布陣をみると屢前陣後陣に分かれ戦闘していることが知られるが、そこには一定の陣法知識とそれに基づき訓練の行なわれていることを推測させるのであり、国衙において蓄積されている用兵知識が活用されているのではなからうか。武器はもとより用兵術等の知識において国衙に蓄積されたそれが武士団の成長に大きく与っていると思うのである。その媒介をなしたのは云うまでもなく土着貴族の多くが国衙公権に連っているという事実である。

次に具体的に『将門記』を素材に当時の戦闘集団の内部構造をみてみたい。将門の率いる戦闘集団を構成するものとして将軍・副将軍・陣頭・上兵・伴類・従類の如きが抽出される。将軍は勿論将門である。副将軍は常陸掾であった藤原玄茂で名称からみて

常陸国住人で介維幾に対捍して将門の下へ投じた玄明の係累である。正副将軍が最高の指揮官であるが、その下に陣頭が置かれていたらしい。将門の軍は前陣後陣に分かれておりかつ陣頭としては多治経明と坂上遂高の兩名のみしか見えないから、兩人が前後各陣の最高指揮官となろう。次に上兵であるが、名称からみて重立った指揮官ということになるが、千曲川辺で将門軍と貞盛軍が戦った時に登場する上兵文室好立は後に将門が関八州を掠領し除目を行った時安房守となっている。将門の兄弟が下野・下総・相模・伊豆の守となり、それ以外では陣頭多治経明が上野守、常陸介に副将軍玄茂、上総介に将門の参謀ともいべき興世王があてられているが、好立の任官もそれらに准じていることから上兵が副将軍や陣頭に匹敵する程の指揮官であったと推測される。上兵は将門に敵対する側の集団にも見られ、千曲川辺の合戦では貞盛側に他田真樹がみえ、この戦闘に先行する良兼・貞盛の連合軍と将門軍が承平五年十二月十四日に会戦した際前者の連合軍では上兵多治良利が討ちとられたとある。将軍―副将軍―陣頭―上兵という指揮系列は延暦八年対蝦夷会戦の際の鎮守将軍―鎮守副将軍―前軍別将・左中軍別将という方を想起させるが、陣頭や上兵は官軍の別將に相当するものであろう。将門は秀郷らに討滅される最後の戦闘では自から先頭に立ち奮戦している。但し「天下未有將軍自戦自死」とあり最高指揮官たる将軍が先頭に立つことは例外的であつたらしい。

次に伴類・従類について考えてみる。これらについては先学の考察があり、石毎田正氏は両者を区別せず私営田領主の従者とし私営田の本拠たる田宅の周囲に舍宅を持ち居住していたと考えている³⁷⁾。さらに氏は将門の如き土豪と伴類との関係を問題にして私営田領主が多く地方官人出身であることに注目し、両者の間には土地所有を媒介とする封建的な隷属関係は見られず律令制的官僚として公民に対してもっていた公権力に由来する人格的隷属関係

が存在し、且つ直接生産者の保有地における生産力が低いことから領主への剰余生産物を生み出し得ず収穫物の全部を領主に提供する私営田が収取のあり方であり主要な生産手段や食料等が直接生産者の負担ではなく領主の手へ集積されており、奴隷制から農奴制への過渡的な形態であるコロナート制的なものであると特徴づけている。氏の論点の第一点たる人格的隷属関係は問題なく承認されるが、第二点のコロナート制的なものという把握には問題がありそうである。すなわち当時の私営田領主の田宅・営所に膨大な稲穀の蓄積されていることは説かれる如くであるが、個々の伴類―従者が独立の保有地をもちそこに生活資料獲得の基盤を持つことは石母田氏が別な所で認める所であり、主要な生産手段・食料が領主の手に集積されていたとする氏の論述と自己矛盾を犯しているのである。将門らの私営田経営の内容を直接的に示唆する史料を欠くが、周辺の口分田や小規模治田を耕作する農民を調庸代輸その他により従属させ、彼らの独自の経営は維持させる一方で私営田に駆使したのではあるまいか。民間の風を模したとするかの弘仁十四年西海道公営田にしても口分田や治田は原則として従来のままとし実質的な調庸免の形式で農民を公営田に駆使したのであり、将門らの私営田経営を叙上の如く推察して大過あるまい。かかる伴類をコロヌス・農奴概念のいずれを適用して理解すべきか又かかる概念の適用がそもそも適当なのか否か甚だ重大な問題であるが、それ自体専論を必要とするテーマであり小論では概念規定に深入りせず実態を叙上の如くイメージすることで満足したい。安田元久氏も伴類と従類を区別せず、しかも概念規定としてもほほ石母田説を踏襲している³⁹⁾。

かかる石母田説と甚だ異った所見を述べているのが吉田晶氏で、伴類と従類を明確に区別し前者を農奴主とし後者を農奴であったと把握、戦闘場面において前者は従類を従えまた将門の如き主君に対する忠誠関係は薄弱で不利となると戦場を離脱する傾

向があり、他方後者は指揮官に忠実な雑兵でありかつ恒常的な主従関係をもつとされる⁽⁴⁰⁾。甚だ明解な議論だが史料に即してみると疑問が多い。まず吉田氏が伴類に従類が従属する史料として挙げたのは『尾張国郡司百姓等解文』第十六条にみえる伴類を有官散位と把え第三十条の「有官散位従類同不善輩」を「有官散位ノ従類不善輩」と属格にして読めるということだが、「有官散位ト従類・不善輩」の如く並列的に読んでも支障はなく、重大な結論を導くに当っては根拠が薄弱である。伴類の戦線離脱場面は確かに『将門記』に見えるが、「将門記」全体の中で伴類九例なのに対し従類は四例に過ぎず前者の逃亡記事についても二例という僅少なことから、従類が逃亡しなかったと結論づけるのは強引な解釈であり、従類に対比して伴類が逃亡したという結論は可否の蓋然性が相半ばするという程度ではなからうか。さらに吉田氏は伴類に対比して従類を雑兵と規定しているが、東山道を京上する貞盛を追撃するに当り将門は伴類に告知して百余騎のみで追撃しており他方源経基と武芝の紛争調停に出発するに当っては従類に告知して発向している。仮に従類を雑兵と解するならば発向するに当り告知するのは不可解とならう。伴類も従類もともに出陣するに当り謀事に預っている訳で、吉田氏の如き結論には重大な疑問が出来ると思うのである。ここで小論では『将門記』に伴類・従類に限らず某類とある表現の少ないことに注目したい。親類・同類・兵類・賊類・兇怒之類・謀叛之類がみえ「類聚三代格」寛平三年五月二十九日官符には党類ともある。これらは某の如き人たちの謂だと思われるが、かく解釈してよいとすれば某の意味が重要なことになる。伴類・従類についていえば伴・従の意味ということになるが、字義としてはともにつき従がかうということになる⁽⁴¹⁾。両者間にさほど大きな相異があるとは思われない。常陸国で国司に対捍し往還の物を奪って従類の米としていた土豪藤原玄明は後に将門の従兵となっている。吉田氏説を適用すれば玄明は

雑兵でなく将門の伴類になるが、従兵という表現は従類に近似するのであり従類と伴類を決定的に区別するのは困難であると思ふ。『今昔物語』巻二五に見る平惟時郎等坂上晴澄が郎等を従えて京上した如く、伴類ノ従類は農奴やコロス概念で律すべきではなく相対的な身分的隷属関係に関わり伴類が従類を従え従類が従類を従えることもあったのではなからうか。将門の戦闘集団の大多数は将門の営所や田宅の近隣に居住しその私営田に駆使される一方で自己の小経営をも維持している人たちであつたらうが、場合によっては経済的には何ら直接的に関係しない常陸国人藤原玄明の如きを従兵としていることから、多分に人格的な隷属関係を組織原理とし、しかも重層的な隷属関係が介在していたと考えられる。そしてより富裕な者は騎兵や指揮官となり貧窮の者は駆使ノ夫兵として組織されていたのである。

九世紀郡司が農民を差発した態勢を継承して十世紀武士団の構成を叙上の如く理解しておきたい。

(三)

本節では前節で考察した十世紀初期武士団の特徴について二、三見ておきたい。

十世紀初期武士団の特徴としてまず注目されるのは離合集散が甚しく内部的結合が余り緊密でないことである。吉田氏の注目した伴類の逃亡はそれを示すが、石母田氏の説く如く国衙公権や調庸代輸等を契機とする人格的隷属関係を出ず平安末、鎌倉期以降に発達する土地の恩給を梃子とする組織原理にまで至っていないことによる。

ところで東国において典型的武士団が成長した理由としては如何に考えればよいであらうか。その理由の一端として古代の東国において未開地が猶多量に残っており初期武士団を担う留任前国司らの活動の余地が他地域にまして存在していたということが

考えられる。これについては森田旧稿「九世紀東国の社会構造」⁽⁴²⁾で詳述したことがあるので繰返さない。また武士団の成長には馬匹の供給や乗馬の訓練の風習が不可欠だが、東国においては古くから良馬を産し騎乗の習慣を涵養するに適當であったことも考えられる。因みに平安期に入り朝廷への貢馬を行っていたのは殆んど東国であり、延喜兵部式諸国牧条の牧分布国十八国のうち七国までが東国である。

但し未開地の展開や牧の分布は一般的な条件でありより具体的な契機が求められる必要がある。高田実氏は寛平元年の物部氏永の蜂起や倭馬の党事件にみる東国での群盜横行を鎮圧するために高望王が上総介として赴任し、その子孫たちが土着して郡盜を自己の軍事編成の中へ組みこみ坂東平氏として成長したと説いている⁽⁴³⁾。斬新な見解であるが疑問なしとしない。すなわち物部氏永の蜂起は東国とのみあり関八州のうちどの国で発生したか不明だが、倭馬の党事件は上野・相模両国が中心で上総はやや外れており、寛平・昌泰期の群盜鎮圧という政治的目的があったとするならば、碓氷・足柄を管轄する上野ないし相模国への赴任が相応しいのである。政府は乱鎮圧の為に両関の取締りを強化しており、倭馬の党は一部信濃方面でも活躍しているから東山道の上野国が可能性が強い⁽⁴⁴⁾。また高望王が武略に卓れていたという確実な史料もないし伝承もない。従って高田氏の想定は根拠薄弱であり蓋然性は甚だ小さくなる。高望王の叔父高棟王が自から大納言となり子孫も都市貴族として栄えているのに対し高望王の父高見王は無泣で自からも従五位下に終ってしまったことから、都市貴族としての繁栄への望みは断たれ自からも子孫も土着化傾向を強めたのであろう。その過程で東国に倭馬の党を始めとして深刻な騒乱事件が起きていることから、自ずと武辺への関心が昂まり武勇に心がけたということではなからうか。

初期武士団については屢「兵道」「兵家」「兵名」等がいわれる

のは周知のことである。兵とはツワモノである。兵の道には用兵術の如き戦闘集団の指揮能力如何も関係するが、『今昔物語』にみる盜賊を屈服させた藤原保昌の場合に見る如く個人的技量も問題にされていたようである。保昌は強力を誇ったが「家ヲ継タル兵」でないので子孫を残せなかったとあり、代々兵道を家道とする者がいた。東国でいえば高望王の子孫はその最たる者になるが、彼らが土着し武勇に励んでいた十世紀初前後は摂関家を頂点に貴族間の秩序が固定し中下級貴族は受領となるか或いは独自の家学・家道を伝えて朝廷に奉仕する様になる。例えば文章道が菅原・大江両家の専らにする所となり陰陽道が安倍・賀茂両家の家業化する如きだが、兵道や兵家の成立もかかる家業の一環をなし武勇に長ずることにより朝廷へ奉仕するという意識があったと思われる。『将門記』には「兵以名尤為先」とか「振兵名於幾内」の如き表現があり、当時武勇に励んでいた者が兵としての名声を獲ち、ことに努力していたことが知られるが、家業に卓越していることを示すためであろう。前節でも述べた如く将門自身は地方官に就いていないがその父は鎮守府將軍であり、初期武士団の多くが地方官で国衙公権を利することにより伴類らを身分的に従属させ編成していたのであり国衙公権に連ることが大きな意味を持つていたことになるが、具体的には東国国司や鎮守府將軍になることで、かかる官職を得るためには卓越した兵名を得る必要があったのである。例えば将門を討滅した秀郷が下野・武蔵兩國守に就任したのは軍功に依ってであり兵名をあげたことによる。将門が青年時代に摂関家忠平の家人となり奉仕したのもそこで兵としての実力を時の権門に認めさせ東国国司等を望んだのではなからうか。『神皇正統記』に将門が檢非違使（受領級の息男として尉クラスであろう）を望み失敗したとあるが、衛府や馬寮等の京官武官へ就くことは兵家出身の者として名譽であり、有力な地方官へ就くことを可能にする。将門の討伐に加わった平繁盛が若い頃藤原

従って兵名をあげている者が就く可能性が強くしかも兵の家の固定現象がみられることからある特定の家柄に多く見られるような傾向を生み出しているのである。猶、表にみる如く將軍を拜任している者では東国國司を経歴している者が多い。複雑になるので示さなかったが、將軍の係累で將軍とならない者の中に東国國司となっている者を多く見出すこともできる。かつて前掲森田旧稿「九世紀東国の社会構造」で示している如く、九世紀鎮守府將軍に多い東国國司兼任のあり方を継承することと思われるが、伝統的に東国は対蝦夷戦略の兵員・兵站基地であったことによる。將軍に東国國司を兼任させ東国の兵員・物資の円滑な運用を図ったのである。十世紀に入ればかかる実質的な後方的役割を東国が持つことはなくなるが、東国に有力な初期武士団が出現したことからそれを率いる國司層が將軍となる機会も多かったのである。又当時正式の官名としての將軍は中央貴族出身の者のつく近衛府大少將や左右兵衛・衛門府の督佐の唐名である將軍を別にすれば鎮守府將軍のみであり、しかもそれは受領層で就き得る官職であり、当時の大強盜袴垂に「盗人ノ大將軍」という俗称が与えられていることから判る如く武略に長ずる者へ与えられるもので、鎮守府將軍を帯びることは兵家の者にとり非常な名譽であったと考えられる。それにより他を多少とも威圧する効果があったことであろう。鎮守府將軍についてはかく考えておきたい。

以上で小稿を終えたいが初期武士団は國衙公權に依りつつ主として土着國司が伴類を組織したものといえよう。その長は十世紀段階では半土着以上を出ず在京活動を盛んに行っているが、平安後期になると土着化傾向を強め石井氏が整理された平安後期國衙軍政にくみこまれて「國ノ兵共」や在庁官人軍となった場合もあり「地方豪族軍」として強大な勢力を誇る場合もあったと考えられる。場合によっては在庁官人である播磨大掾播貞成が長元の頃在京所司の下へ従者を伴い出仕している如く、東国武士団の長も

國司に扈從し上京するような場合もあったであろう。

注

- (1) 「類聚三代格」卷十八
- (2) 「統日本紀」同日条
- (3) 「統日本紀」同日条
- (4) 「統日本紀」延暦八年六月八日条
- (5) 入間宿禰は武藏國入間郡の土豪で元來物部直であるが神護景雲二年七月十一日に入間宿禰を賜っている。「万葉集」防人歌に武藏國物部が四人見えており、かかる物部の管掌者として置かれたのであろう。猶、直でなく連だが「聖德太子伝曆」に太子の舍人物部連兄麻呂が武藏國造に任ぜられたとあり、入間郡物部直はこの後裔の可能性がある。物部氏の祖は出雲系だが入間郡を貫流する入間川の上流毛呂地方に式内出雲伊波比神社がありその旧支流吉野川(現荒川)の上流域吉見村に出雲系を祀る武内高負比古神社があり更に上流の男衾郡には武内出雲乃伊波比神社がある如くで入間川水系を中心に秩父山塊東麓地帯を物部直が支配していたらしい。猶律令時代に入ってから大宮市の辺に本拠を置く丈部直が抬頭し神護景雲元年十二月六日武藏宿禰を賜わり同八日に武藏宿禰不破麻呂が武藏國造となった。この時陸奥の道嶋宿禰が陸奥大國造となっていたから不破麻呂の賜姓・國造拜任も征夷の功績による。大宮市周辺には優秀な古墳はなく丈部直は物部直に比べて新興豪族であるが、対蝦夷兵站基地として有利な地理的位置を占めることから、律令時代になると物部直より優位になったようである。大宮市に所在する武藏一宮氷川神社は出雲系だが物部直を圧倒した新興丈部直が前者の祀る祭神を奪い自己の祭神にしてしまったのではなからうか。不破麻呂は左衛門士員外佐となり京官としても出身しその子孫は「將門記」足立郡司武芝につながる。安倍孫嶋臣は下総國援嶋郡の豪族であらう。
- (6) 「日本後期」弘仁二年七月十四日条、猶陸奥國のみで、万余の兵士を差発できたことは、「類聚三代格」卷十八弘仁六年八月二十三日官符参照
- (7) 「類聚三代格」卷十八
- (8) 「類聚三代格」卷五
- (9) 「類聚三代格」卷十八
- (10) 「類聚三代格」卷十八、猶石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八—八十二)では平安初健児制が平安後期以降の國衙軍制の中へ在庁として存続すると説いているが、平安初期健児制は一応解体し、再編成されて在庁健児所として復活したものであろう。健児という言葉自

体は牛健兒などある如く平安期のありふれた言葉であり、在庁の健兒所を延暦十一年健兒制と結びつけなくとも理解可能である。

- (11) 『続日本後紀』嘉祥元年二月十日条、同十二日条
 (12) 『三代実録』元慶七年二月九日条
 (13) 『三代実録』貞観七年十二月二十七日条、同八年七月九日条、同二十六年日条
 (14) 『文徳実録』天安元年六月二十五日条
 (15) 『三代実録』元慶二年六月七日条
 (16) 下野国出土文字瓦に「雀部祢万呂」とある（『姓氏家系大辞典』）。古くから下野国に雀部氏は居住していたらしい。
 (17) 『続日本紀』同日条
 (18) 『続日本紀』同日条
 (19) 森田悌『平安初期国家の研究』II「九世紀東国の社会構造」
 (20) 『続日本後紀』承和七年三月十二日条
 (21) 東国のみで十三例の神階叙位記事がある。
 (22) 『続日本紀』同日条
 (23) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」（『史学雑誌』七八―一二）、戸田芳実「武士団の成長」（『日本生活文化史』三卷）
 (24) 三善清行「意見十二箇条」に明法出身者を諸国検非違使に任用すべきことを提言しており諸国検非違使は必ずしも在地出身者ではなかったが、貞観初年の武蔵国郡ごとの検非違使は山に満つる群盗に対処する為であるから在地豪族起用の可能性が強い。
 (25) 『類聚三代格』巻七
 (26) 『三代実録』同日条
 (27) 例えは折口信夫『古代研究』
 (28) 『三代実録』同日条
 (29) 『古今和歌集目錄』
 (30) 『扶桑略記』裏書延喜十九年五月二十三日条
 (31) 『朝野群載』巻十六「藤原良尚蔭子菅根等連署庄園施入帳」
 (32) 『平安遺文』二五八六号、大森金五郎「武家時代の研究」房総の平氏及び相馬御厨に関する古文書について」参照
 (33) 『政事要略』巻五四
 (34) 勿論「出雲国計会帳」には「伯姓器仗帳」とあり延暦九年十月二十一日官奏で諸国の「堪造甲者」を検録している如く国衛工房へ組織されていた民間の武器生作者もいたが、かかる人たちが初期武士団へ武器を提供したことも考えられる。

(35) 『平安遺文』三二八九号、三五九〇号、猶、「新猿楽記」で受領郎党である四郎君の蒐集した地方土産に武蔵鎧がある。庄園内の武器製作者の如きが作製したものが流通径路へ放出されていたものである。

- (36) 『日本書紀』天武十二年十一月四日条、持統七年十二月二十一日条
 (37) 石毎田正「古代末期政治史序説」『古代末期の叛乱』
 (38) 一万二千町の公営田を説定するに当り乗田六二〇〇町と口分田五八〇〇町余をあてている。後者は九国口分田六万五千町余の九割弱にあたるから、具体的には如何なる方式で口分田削減を行ったか不明だが、ともかく平均九割の口分田削減を行ったことになる。従って九割余の口分田（法定男子一人あたり二段であるから一段二八八歩）は班田農民の手へ残されたことになる。従って個々の班田農民の口分田は大した影響をうけずすんだのではなからうか。また逆に公営田の収獲から調庸料が支出されたから農民は調庸を官により代輸してもらったのと同じ効果があったはずである。調庸を国家が負担するかわりに農民は力役を公営田耕作に提供する訳である。
 (39) 安田元久「武士団の形成」（『岩波講座日本歴史』古代4）
 (40) 吉田晶「平安中期の武力について」（『ヒストリア』四七）
 (41) 諸稿輒次「大漢和辞典」によれば「従」は勿論したが、うの謂であるが「伴」もよる（依）ないしはべる・したがう・ともなうの謂である。
 (42) 注（19）、また森田悌「武蔵武士団の前提」（『埼玉史談』二十一）参照
 (43) 高田実「十世紀の社会変革」（『講座日本史』2）
 (44) 『扶桑略記』裏書延喜元年二月十五日条に「寛平七年坂東群盜発向、其内信乃上野甲斐武蔵尤有其害」とあり倣馬の党が荒したのは西北関東で上総は外れている。猶倣馬の党については森田悌前掲書「倣馬の党について」参照
 (45) 学芸の家学・家道化については桃裕之「上代字制の研究」参照
 (46) 『続左丞抄』寛和三年正月二十四日「心合連上延曆寺散位従五位下平朝臣繁盛奉書写金泥大般若經一部六百卷事」
 (47) 『日本紀略』安和二年三月二十五日条
 (48) 地方豪族の京宅については「類聚三代格」寛平三年九月十一日官符によれば調庸物を運京してきた綱領らが官物を横領し京宅を購入していたとある。また律令時代から地方豪族の子弟が兵衛等のトネリとして京上しており、彼らの多くは諸司厨町たるトネリ町に居住したことであろうが、有力な者は独自の京宅を所有していたことであろう。初期武士団の長の京宅も古くからさまざまな契機による地方豪族の京宅所有の伝統をうけ、

その在京政治活動の拠点であった。

(49) 『続日本紀』養老五年正月二十七日条、宝龜二年十一月二十四日条に武士がみえる。

(50) 減省されているが『朝野群載』巻二十六、寛治七年「勘解由使勸相模國解文事」に「鎮守官公廩三万四千卅七束九把五分」とみえている。

(51) 『小右記』長和三年二月七日条

(52) 『日本紀略』天曆元年二月十八日条

(53) 兵衛督・佐は武衛大將軍・鎮軍大將軍ないし同將軍であり、衛門督・佐は金吾大將軍・監門大將軍ないし同將軍である。

(54) 最近國將軍の存在が指摘されている。(戸田芳実「中世成初期の國家と農民」『日本史研究』九七、石井進前掲論文)。「高山寺古往来」に「謹言、被示渭(運力)米押領使之事、洩啓於國前已了、則被仰云、代々為運米押領使勤仕公事之由、郡司書生之間有所傳言、仍撰定也、敢不可致對捍、但至于從兵、諸郡兵船荷有其負、既謂將軍、豈不隨其命哉、速以此趣重仰遣者、國宣如此乞也、悉之、謹言」とあることによる。運米押領使を代々の國司に勤仕してきたものが辞退するのを撤回させようとする書状だが、ここに國單位での將軍が認められるというのである。しかし國將軍を置くという立法は見当らず、相手をもちあげて「既謂將軍」という表現のもつニュアンスからしても俗称で袴垂の場合の「盗人ノ大將軍」に類するものではなからうか。正式の官名に由来するならば「帶將軍」の如き表現が相応しい。「高山寺古往来」の別な書状から説得されている者が武者の子孫であることが判り、かかる家柄の者が將軍と呼ばれていたのである。国内有力武士から果ては盜賊の首領まで武略に卓れた者が將軍を俗称されていたのである。それだけに正式の將軍たる鎮守府將軍は兵家にとり魅力があったことであろう。猶、戸田氏が「小右記」から抽出して國將軍の史料とした文章は石井氏の指摘の如く戸田氏の誤読である。また將軍を称された前引書状中の武者が從兵として諸郡兵船を率いとされているのは本文で展開した諸郡人兵と吻合し興味深い。

(55) 『平安遺文』五二四号

(昭和五十年九月十六日受理)